

一橋大学哲学・社会思想学会会則

2019年6月1日

第1条（名称）本学会は、一橋大学哲学・社会思想学会と称する。

第2条（目的）本学会は、会員相互の研究交流や親睦を通じて、哲学、社会思想の研究の発展に貢献することを目的とする。

第3条（活動）本学会は、前条の目的を達成するため、次の活動をする。

第1項 研究会の開催。

第2項 学会ニュースの発行、その他の広報活動。

第3項 前項以外の第2条の目的にかなう講演会、出版などの諸事業。

第4条（会員）本学会の会員は、次の各項のいずれか一つを満たすものとする。

イ、社会思想共同研究室所属教職員とその大学院ゼミ生、及びその課程修了者。

ロ、旧社会思想史大講座所属教員とその大学院ゼミ生で課程修了者。

ハ、一橋大学大学院におけるイ以外の教員、院生等で哲学・社会思想を研究する者。

二、ロ以外の一橋大学大学院課程修了者で哲学・社会思想を研究する者。

ホ、イから二の各項に該当しない者で、広く哲学・社会思想の研究に関心があり、かつ幹事会が承認した者。

第5条（組織）本学会に次の組織を置く。

第1項 総会

第2項 幹事会

第3項 事務局

第6条（総会）総会は、本学会の最高意思決定機関である。

第1項 総会は年1回定期に開催されるものとする。

第2項 本学会の活動報告及び活動計画は総会の承認を経るものとする。

第3項 会則の改廃は総会の出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

第7条（幹事会）幹事会は、総会の決議に基づき本学会の企画・運営を遂行する。

第1項 幹事会は会員から組織され、教員、院生各数名で構成される。

第2項 教員幹事の任期は2年とする。

第3項 教員幹事の交代は総会の承認を経るものとする。

第4項 幹事会に代表幹事をおく。代表幹事は教員幹事が務める。

第5項 代表幹事は幹事会の決議に基づき総会を招集する。

第6項 学外の教員に幹事を依頼することができる。学外の教員幹事の任期は1年とし、再任は1回限りとする。

第8条（事務局）本学会の事務局を社会思想共同研究室に置く。

第1項 事務局は、院生幹事によって構成される。

第2項 事務局は、会員名簿の作成・管理、その他学会運営全般の諸事務を遂行する。
第9条（入会と退会）第4条ハ、二、ホに該当する者が本学会に入会する場合、または会員が退会する場合、幹事会に届け出るものとする。

附則 本会則は、総会の賛成を経て2007年6月2日に発効した。

2009年6月6日、一部改正

2013年6月1日、一部改正

2019年6月1日、第7条、第8条の一部改正